

(別紙)

公共建築設計業務標準委託契約約款 正誤表

該当箇所 (条)	(項)	(号)	正	誤
第二十九条	3		この規定により、 <u>発注者</u> が費用を負担し、	この規定により、 <u>受注者</u> が費用を負担し、
第六十条	3 (A) 及び (B)		民事訴訟法 (平成八年法律第九号)	民事訴訟法 (明治二十三年法律第二十九号)